
監 査 委 員

京都府監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年 6 月 8 日

京都府監査委員 千 歳 利三郎
同 武 田 祥 夫
同 道 林 邦 彦
同 村 山 佳 也

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
村 尾 慎 哉	大津市仰木の里東 6 丁目 8 番10号
堀 田 喜 代 司	京都市上京区大宮通寺之内上る 2 丁目西入社 横町283の 1
小 笠 信 弥	京都市中京区西洞院通錦小路下る 蟠螂山町 466 ファヴィエ四条西洞院1105
岡 本 宗 一	京都市伏見区上油掛町40の 2 ハイツ伏見桃 山1005
土 井 拓 人	京都市東山区粟田口三条坊町17番地 レピア 東山神宮道205
吉 田 誠 司	京都市左京区岩倉忠在地町438の 1

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監
査の事務を補助できる期間

平成22年 6 月 8 日から平成23年 3 月31日まで

22年監査公表第 8 号

平成20年度、平成19年度、平成18年度及び平成17年度
の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地
方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第 6 項の
規定により、京都府知事から通知があったので、次のと
おり公表する。

平成22年 6月 8日

京都府監査委員 千 歳 利三郎
 同 武 田 祥 夫
 同 道 林 邦 彦
 同 村 山 佳 也

平成20年度包括外部監査に基づき講じた措置状況

第 1 道路事業（計画・整備・維持管理）の費用対効果について

(1) 事業箇所の選択と集中

（監査の結果）

優先順位をつけて優先度の高い道路についてのみ、集中的に着手するなど、工事期間を短縮して、資本コストを無駄にしないようにすべき。

（措置の内容）

平成20年12月に「京の道づくり重点プラン」を策定し、平成21年度から新規事業の着手における優先評価を行うことで、事業箇所の選択と重点化、集中化を図った。

(2) 鳥取豊岡宮津自動車道路に対する優先評価の実施

（監査の結果）

鳥取豊岡宮津自動車道延伸については、厳格な事業評価を行い、限られた財源を最も効果的・効率的に活用するため、優先評価の対象とすべき。

（措置の内容）

京都府が事業実施主体となって新規事業区間を整備するときは、優先評価を行うとともに、公共事業評価審査委員会において新規事業着手の必要性について審議することにより、着手を判断する。

(3) 中長期補修計画の早期作成

（監査の結果）

補修計画については、対症療法的になっており、中長期的な予防保全を組み込んだ体系的な計画となっていない。特に大規模施設系管理にかかる計画が重要であり、具体的な中長期補修計画の早期作成が望まれる。

（措置の内容）

平成20年度までに舗装や橋梁、トンネル、擁壁、のり面等の維持管理実施計画（案）を作成し、平成22年 3月には橋長15メートル以上の全ての橋梁について「橋梁長寿命化計画」を策定した。

第 2 府立学校（高等学校・附属中学・特別支援学校）の運営について

(1) 土地の賃借契約見直し（西舞鶴高等学校グラウンド）

（監査の結果）

地価下落時に府の負担が大幅に増えている現状に問題があり、あらゆる手法を駆使して年間賃借料の減額に向け取り組むべき。

（措置の内容）

地価の下落を反映した積算方式を適用し、前回契約時から約 5パーセント減額した年間賃借料で

平成22年度の契約を締結した。

(2) 修学支援事業債権管理の強化（回収懸念債権の把握）

（監査の結果）

延滞債権について、既に回収期限が到来し、かつ未回収のものだけを集計範囲として把握しているが、回収懸念債権を把握するに当たっては、延滞が発生した債務者に対する貸付金総額を把握すべき。

（措置の内容）

修学支援事業に使用している個別管理システムを平成21年12月に改修し、回収懸念債権とするか否かを個別の状況から精査した上で、未納者単位での未収債権を把握した。

(3) 修学支援事業債権管理の強化（債権回収体制の強化）

（監査の結果）

貸付金の回収プロセスを定めたマニュアル等を整備するとともに、今後増加が予測される回収業務量に見合った貸付・回収体制を整備すべき。

（措置の内容）

平成21年 4月から電話督促手法等、貸付金の回収プロセスを定めたマニュアルを整備するとともに、平成22年 4月には諸様式を法的措置を前提としたものに改正した。また、平成21年度から主に返還用務を担当する非常勤職員 2名を増員配置した。

(4) 英語指導助手（AET）帰国旅費支給方法の見直し

（監査の結果）

AETに対してはY2公示運賃額を現金先渡しで支給されるのみで、その後の精算は行われていないが、チケットの現物支給等、実費負担となるように改めるべき。

（措置の内容）

英語指導助手（AET）帰国に伴う旅費支給方法については、平成21年度から航空券の現物支給に見直した。

(5) 府立学校事務職員数の見直し

（監査の結果）

近隣他府県及び全国平均と比べて、1校あたりの事務職員数が多い。業務の合理化を図り、効率的な学校運営に努めるべき。

（措置の内容）

平成21年度においては29名、平成22年度においても10名の事務職員等定数の削減を行った。引き続き事務の効率化・合理化を進め学校事務の適正な運営に努めていく。

(6) 授業料減免事務処理について

（監査の結果）

減免事務処理について、質疑応答集や説明会をより充実させ、拡大解釈により安易に減免処理されることがないように、文書により定められた

ルールを厳格に適用し、各担当者の判断が入らないような運用が必要である。

(措置の内容)

平成21年 4 月に全府立高校の担当職員を対象に説明会を開催し、制度の周知と同時に質疑応答集を配布し、事例への対応ルールを周知した。

(7) 総合教育センターの利用向上

(監査の結果)

現状の利用状況や研修手法の変化を考慮すれば、資産の有効活用という観点から、教育関係機関にとどまらない幅広い活用の検討が必要である。

(措置の内容)

平成22年 3 月に京都府総合教育センター施設府民開放事業実施要綱を策定し、教育関係機関にとどまらず幅広く府民の利用を可能なものとした。

(8) 電話相談業務実施体制の検討

(監査の結果)

電話相談業務について、嘱託相談員を別個に北部研修所に設置する必要性は乏しく、本舎へ業務移管する等、より効率的な実施方法について検討すべき。

(措置の内容)

平成21年 4 月から北部研修所に電話相談員は配置せず、センター本館の電話相談に一元化した。

平成19年度包括外部監査に基づき講じた措置状況

第 1 指定管理者制度導入施設の事務執行について

(1) 収支報告書の作成について (共通経費の按分方法の合理性)

(監査の結果)

所管部局は、指定管理者に対して共通経費の按分方法の合理性を確認し、不適切な部分を早急に改善する必要がある。

(措置の内容)

各指定管理者に対し、平成20年度決算分について、作業比重等の適切な按分により共通経費を計算し収支計算書を作成するよう指導し、適切に按分された収支計算書の提出を確認した。

第 2 府有財産の有効活用について

(1) 丹後あじわいの郷 (利用率の向上策)

(監査の結果)

入園者数その他、有効活用の度合いを示す客観的な基準をいくつか設け、それをクリアするための努力を積み重ねていくべき。

(措置の内容)

平成21年から体験事業参加者数や地元住民・団体の利用数を活用推進の指標に加えた。また、平成21年10月には地域団体等による協力を設立、地域での利活用を推進し、入園者数も平成19年度の82,651人から平成21年度は94,350人と、2年続けての回復となった。平成22年度から協力会によ

る毎月定期イベントや宿泊と農業体験をセットにした企画取組を実施し、引き続き利用率の向上に努める。

(2) 伊勢田若草職員住宅 (利用率の向上)

(監査の結果)

有効利用を実現させるべく利用率を高める工夫を講じるべき。

(措置の内容)

平成20年度に教職員の入居枠拡大や警察職員の入居枠新設を行った。また、平成22年度新規採用予定の職員へ、直接、職員住宅への入居について働きかけを実施するなどし、入居率を高めた。

(3) 鴨川廃川敷物件 (貸付条件の検討)

(監査の結果)

今後も賃貸借関係を継続していくのであれば、専門家による地代の査定等を実施し、より客観性の高い貸付条件とするべき。

(措置の内容)

平成22年度の契約更新にあたり、不動産鑑定を実施し、国の算定基準を準用した現行算定額の客観的な妥当性を確認した上で、契約を行った。

平成18年度包括外部監査に基づき講じた措置状況

第 1 北近畿タンゴ鉄道株式会社の現状における問題点と将来のあり方について

(1) 信号保安設備の更新

(監査の結果)

列車の安全運行に欠かすことの出来ない信号保安設備の更新については、補助金等を含め必要な資金の確保に努め、計画的に実施していく必要がある。

(措置の内容)

信号設備更新については、平成24年度の完了に向けて、国庫制度を活用し、府・沿線市町も支援して、平成21年度から更新事業に着手した。

平成17年度包括外部監査に基づき講じた措置状況

第 1 府税の賦課徴収に関する事務の執行について

(1) 滞納整理における市町村との連携

(監査の結果)

京都府においてもあるべき組織体制を検討した上で、さらなる徴収率の向上に取り組むべきである。

(措置の内容)

税業務を共同で実施することで徴収コストの低減と徴収率の向上を目指し、平成21年 8 月に25市町村と府による広域連合を設立。平成22年 1 月から一部業務を開始し、同年 4 月から構成団体の全滞納案件を引き継ぎ、徴収業務を開始した。

(2) 悪質滞納者への対応

(監査の結果)

悪質な滞納者に対しても厳しい姿勢で臨み、さらなる徴収率の向上に取り組むべきである。

(措置の内容)

タイヤロック装着予告を記載した催告文書を送付するなど、差押えを含め厳しい姿勢をアピールすることにより納付を促進した。差押え物件のインターネット公売により平成21年度では不動産5件・55百万円、自動車5件・2百万円の収入に繋がった。また、未登録分割法人の調査及び捕捉により平成21年度収入として、101法人から65百万円の徴収を確保した。

(3) 徴収コストの低減

(監査の結果)

税務職員の平均年齢は高いが、税務経験年数は10年余りにすぎない。人件費の高い高年齢職員が担う業務が若手職員でも対応可能なものであるならば、最適な人事配置により徴収コストを低減させるべきである。

(措置の内容)

毎年の定期人事異動において、効率的な税業務が遂行できるよう、税務職場の組織・職員数や職員配置を検討しており、平成21年度末退職者の欠員補充として、新規採用職員9名を配置し、年齢層の平均化と徴収コスト低減に繋がった。